

平成26年度原子力規制委員会行政事業レビュー行動計画

平成26年4月2日

原子力規制委員会

平成26年度の原子力規制委員会における行政事業レビューについては、行政事業レビューの実施等について（平成25年4月5日閣議決定）等に定めるもののほか、本行動計画により実施するものとする。

1. 行政事業レビューの取組体制

(1) 行政事業レビュー推進チーム

原子力規制庁の職員で構成される「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、以下の体制で行政事業レビューを実施することとする。

統括責任者：次長

副統括責任者：長官官房審議官（官房担当）

メンバー：長官官房総務課長、長官官房参事官（会計担当）、
長官官房参事官（会計担当）付経理調査官

(2) 外部有識者の指名及び行政事業レビュー外部有識者会合

外部の視点を活用したレビューを実施するため、複数名の外部有識者を指名する。また、これらの外部有識者で構成される「行政事業レビュー外部有識者会合」を設置する。

2. 行政事業レビューの取組の進め方

(1) 行政事業レビューシートの作成

事業所管課長（参事官、安全技術管理官、安全規制管理官及び原子力防災業務管理官等を含む。以下同じ。）は、当該課所管の全事業（事務的経費、人件費等を除く。以下同じ。）について、予算の支出先、使途、活動実績等を把握するとともに、事業の自己点検を行い、行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を作成する。なお、平成26年度新規事業及び平成27年度新規要求事業についても、レビューシートを作成する。

長官官房参事官（会計担当）は、事業所管課が作成したレビューシートに適切な記入及び厳格な自己点検が行われているかを確認し、必要に応じて指導を行う。

(2) 外部有識者による点検

2.(1)で作成したレビューシートのうち、チームが外部有識者による点検を受けるべきものとして選定した事業に係るレビューシートについては、1.(2)で指名した外部有識者による点検を受けるものとする。

なお、外部有識者による点検を受ける事業の選定に係る考え方については、事前に外部有識者の理解を得るものとする。

(3) 公開プロセスの実施

チームは、2.(2)で選定された事業のうち、公開プロセス対象事業を選定する。公開プロセスにおいては、内閣官房行政改革推進本部事務局が選定する外部有識者も参画する。

なお、公開プロセス対象事業の選定にあたっては、事前に外部有識者に意見聴取を行うものとする。

(4) チームによる点検

チームは、全事業について、作成されたレビューシートを基に点検を行い、その結果を所見として取りまとめる。点検においては、必要に応じて調査・ヒアリング等を行う。

(5) 概算要求等への反映

事業所管課長は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に反映させるとともに、その反映状況等についてレビューシートに記載する。

長官官房参事官(会計担当)はレビューシートに反映内容が適切に記載されているかを確認し、必要に応じて指導を行うとともに、その結果をとりまとめる。

3. スケジュール

5月下旬～6月上旬	公開プロセス対象事業のレビューシートの中間公表
6月上旬～中旬	公開プロセスの実施
6月下旬～7月上旬	公開プロセス非対象事業のレビューシートの中間公表
8月末	概算要求書の提出、レビューシートの最終公表
9月上旬	概算要求等への反映状況等の公表
9月中旬	平成27年度新規要求事業のレビューシートの公表

※特別な事情により、上記スケジュールに依りがたい場合は、柔軟に対応するものとする。